平成２８年（フ）第９１号
秋田市新屋高美町11番８号
債務者　佐藤　　卓
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９８号
秋田市下北手松崎字大巻113番地１
債務者　岡見　　誠
法定代理人成年後見人　鈴木　敏夫
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４７号
秋田県鹿角市花輪字赤坂７番地24
債務者　福士　優子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第７６号
茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷1330番地１
木村ハイツ101号
債務者　林　みゆき
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第４９号
群馬県桐生市新里町新川1380番地106
ニューリバートレビ１－Ｄ
債務者　不破　浩光
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第４８３号
千葉市花見川区花見川８番３棟104号
債務者　田村　義雄
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５８７号
千葉市美浜区稲毛海岸２丁目２番30―1305号
債務者　箭川　裕司
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６２５号
千葉市花見川区花見川９番19棟509号
債務者　長谷部明彦
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６６２号
千葉県船橋市田喜野井３丁目19番７号
債務者　茂野　康孝
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６６４号
千葉県市原市惣社２丁目３番地７　サンライズハイツ１－３
債務者　井口佐江子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６６５号
千葉県市原市惣社２丁目３番地７　サンライズハイツ１－３
債務者　井口　直昭
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７１７号
千葉市若葉区貝塚町2035番地17　ハイツマリーゴールド201号
債務者　加司山みづき
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７３０号
千葉県船橋市七林町438番地75　メゾン七林Ｂ－１号
債務者　渡部　　努
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１９１号
新潟市中央区南笹口２丁目１番９号　コーポ駅南308号、前住所新潟市中央区美咲町１丁目32番３－1002号
債務者　大島　司信
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０６号
新潟市東区竹尾２丁目１番11号
債務者　平川　　剛
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１９号
新潟市中央区稲荷町3527番地　市営住宅614号
債務者　皆川　京子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２５号
新潟市中央区田中町5174番地８、前住所新潟市中央区田中町835番地乙
債務者　磯部まおり
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
新潟地方裁判所民事部